

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日の出町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

日の出町長

公表日

令和6年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に関する事務			
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、町内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。町が保険者となり、保険税の賦課・徴収及び保険給付を行う。 なお、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度以降は都道府県も当該都道府県内の区市町村とともに国民健康保険の保険者として、国保財政運営の責任主体となり、納付金額の算定や、標準保険料率の算定等の事務を行う。 町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。			
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム			
2. 特定個人情報ファイル名				
国民健康保険情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座登録・連携業務) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・別表第2第4 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・別表第2第4欄 27、42、43、44、45、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、26条 (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	町民課			
②所属長の役職名	課長			

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 総務課広報広聴係 電話042-588-4116
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 町民課保険年金係 電話042-588-4110

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報-5. 評価実施期間における担当部署	②所属長 町民課長 田中安幸	②所属長の役職名 課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	IVリスク対策 項目なし	IVリスク対策 項目の内容追加	事後	
令和4年3月18日	I 1③システムの名称	①国民健康保険システム ②団体内統合宛名 ③中間サーバー	国民健康保険システム、団体内統合宛名、中間サーバー、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和4年3月18日	I 3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一 16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第24条	番号法第9条第1項 別表第1の30の項	事後	
令和4年3月18日	I 4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) : 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・別表第2第4 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・別表第2第4欄 27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、26条	事後	
令和4年3月18日	I 7請求先	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 総務課広報広聴係 電話042-597-0511(代)	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 総務課広報広聴係 電話042-588-4116	事前	
令和4年3月18日	I 8請求先	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 町民課保険年金係 電話042-597-0511(代)	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 町民課保険年金係 電話042-588-4110	事前	
令和4年3月18日	II 1対象人数	平成27年3月1日	令和4年3月1日	事後	
令和4年3月18日	II 2取扱者数	平成27年3月1日	令和4年3月1日	事後	
令和4年12月19日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月19日	I 3法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・別表第2第4 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・別表第2第4欄 27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、26条	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・別表第2第4 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・別表第2第4欄 27、42、43、44、45、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、26条 (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年12月19日	II 1対象人数	令和4年3月1日	令和4年12月1日	事後	
令和4年12月19日	II 2取扱者数	令和4年3月1日	令和4年12月1日	事後	
令和5年12月26日	I 1②事務の概要	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき国民健康保険業務を実施している。 ・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく日の出町国民健康保険税条例(昭和30年日の出村条例第5号)による、国民健康保険税の賦課・徴収業務を実施している。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②被保険者証や各種証等の交付 ③医療機関受診等に伴う保険給付 ④不正・不当利益に関する求償事務 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥国民健康保険税の賦課に関する事務	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき国民健康保険業務を実施している。 ・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく日の出町国民健康保険税条例(昭和30年日の出村条例第5号)による、国民健康保険税の賦課・徴収業務を実施している。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②被保険者証や各種証等の交付 ③医療機関受診等に伴う保険給付 ④不正・不当利益に関する求償事務 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥国民健康保険税の賦課に関する事務 ・国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和5年12月26日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座登録・連携業務) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	
令和5年12月26日	II 1対象人数	令和4年12月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年12月26日	II 2取扱者数	令和4年12月1日	令和5年6月1日	事後	
令和6年5月31日	I 1②事務の概要	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき国民健康保険業務を実施している。 ・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく日の出町国民健康保険税条例(昭和30年日の出村条例第5号)による、国民健康保険税の賦課・徴収業務を実施している。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②被保険者証や各種証等の交付 ③医療機関受診等に伴う保険給付 ④不正・不当利益に関する求償事務 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥国民健康保険税の賦課に関する事務 ・国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、町内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。町が保険者となり、保険税の賦課・徴収及び保険給付を行う。 なお、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度以降は都道府県も当該都道府県内の区市町村とともに国民健康保険の保険者として、国保財政運営の責任主体となり、納付金額の算定や、標準保険料率の算定等の事務を行う。 町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事前	
令和6年5月31日	I 1③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名、中間サーバー、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	国民健康保険システム、団体内統合宛名、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和6年5月31日	II 1対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和6年5月31日	II 2取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年5月31日時点	事後	